

○内閣総理大臣（岸田文雄君）

……（中略）……

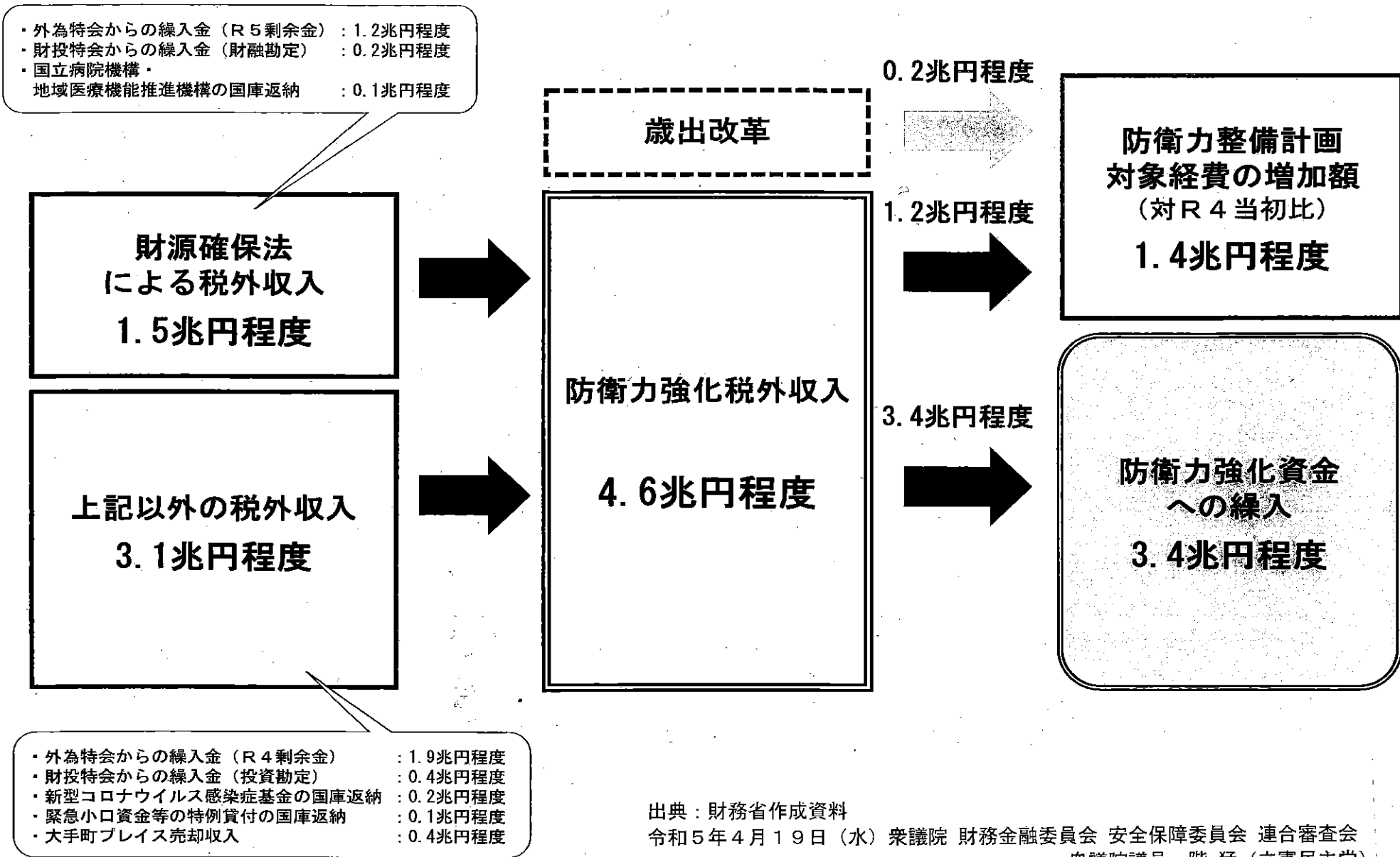
まず、憲法九条の下で認められる自衛の措置は、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として例外的に認められたものです。政府としては、この解釈に基づき必要最小限度に関する見解を変更する考えはありません。

出典：令和5年4月4日 衆議院本会議議事速報（未定稿）より抜粋

令和5年4月19日（水）衆議院 財務金融委員会 安全保障委員会 連合審査会

衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

# R5 予算における防衛力強化のための対応に係る税外収入（全体像）



出典：財務省作成資料

令和5年4月19日（水）衆議院 財務金融委員会 安全保障委員会 連合審査会  
 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

概要

- 一般会計に繰り入れた1兆1,200億円について、約6,000億円が繰り戻されていない状況。
- 毎年度の繰戻額は、法律や大臣間合意に基づき、財務省及び国土交通省が協議の上、決定。
- 令和5年度予算において、繰戻額は60億円に増額。

一般会計

年度	繰入額
平成6年度	8,100億円(当初)
平成7年度	3,100億円(当初)
年度	繰戻額
平成8年度	1,544億円(補正)
平成9年度	808億円(補正)
平成12年度	2,000億円(当初)
平成13年度	2,000億円(当初)
平成15年度	569億円(補正)
~	~
平成30年度	23億円(当初)
令和元年度	37億円(当初) 12億円(補正)
令和2年度	40億円(当初) 8億円(補正)
令和3年度	47億円(当初) 8億円(補正)
令和4年度	54億円(当初) 12億円(補正)
令和5年度	60億円(当初)

繰入残高5,880億円(令和5年度未見込み)	
元本	4,848億円
利子相当額	1,032億円

繰入額  
11,200億円

令和4年度  
までの繰戻額  
7,164億円

令和5年度  
繰戻額  
60億円

自動車安全特別会計

☐ (現行)自動車事故対策勘定 (令和5年度未見込み)

5,340億円  
(繰入残高)

積立金  
1,411億円

- 被害者支援
- 事故防止

☐ (現行)保障勘定 (令和5年度未見込み)

539億円  
(繰入残高)

剰余金  
606億円

- 政府保障事業  
(ひき逃げ・無保険車による事故被害の救済)

自動車事故対策事業

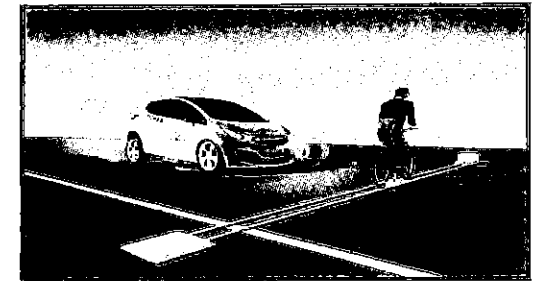
☐ 被害者支援

- 療護施設の設置・運営
- 介護料の支給等



☐ 事故防止

- ASV(先進安全自動車)の導入補助
- 自動車安全性能の評価の実施等



出典：国土交通省作成資料

令和5年4月19日(水)衆議院 財務金融委員会 安全保障委員会 連合審査会  
衆議院議員 階 猛 (立憲民主党)



蔵計第238号  
 自保第38号  
 平成6年2月10日

大蔵大臣 藤井 裕



運輸大臣 伊藤



平成6年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計（以下「自賠特会」という。）から積立金の一部（保険勘定分7,800億円及び保障勘定分300億円）を一般会計に繰り入れることとするに際し、下記のとおり了解する。

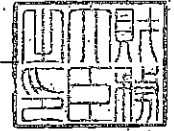
記

- 1 一般会計への繰入れは、平成6年度限りの臨時異例の措置として行うものとする。
- 2 自賠特会から一般会計への繰入金相当額は、原則として平成9年度から平成12年度までの間において分割して、一般会計から自賠特会に繰り戻すこととする。

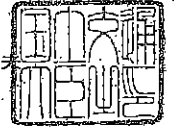
運 輸 省

出典：大蔵大臣・運輸大臣間の合意文書（平成6年2月10日）  
 令和5年4月19日（水）衆議院 財務金融委員会 安全保障委員会 連合審査会  
 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

財務大臣 鈴木 俊



国土交通大臣 斉藤 鉄夫



1. 平成6年度及び平成7年度における自動車損害賠償責任再保険特別会計（現、自動車安全特別会計。）から一般会計に対する繰入金については、令和4年度において、5,400,000千円を自動車安全特別会計自動車事故対策勘定に繰り戻すこととする。
2. 繰入金の残存額については、従来の大蔵省と運輸省の間の合意事項を維持することとするが、自動車事故対策勘定における積立金の水準と変動状況等に鑑み、平成6年2月10日付けの大蔵大臣及び運輸大臣間覚書（蔵計第238号、自保第38号）記2の「平成31年度から平成34年度」を「令和5年度から令和9年度」に改めることとする。
3. 毎年度の具体的な繰戻額については、令和4年度予算における繰戻額の水準を踏まえ、被害者等のニーズに応じて被害者保護増進事業等が安定的・継続的に将来にわたって実施されるよう十分に留意しつつ、一般会計の財政事情、自動車安全特別会計の収支状況等に照らし、財務省及び国土交通省が協議の上、決定することとする。  
 ただし、自動車安全特別会計の事業の運営上、予期しない資金手当の必要が生じると見込まれる場合には、令和9年度以前であっても繰り上げて必要額を繰り戻すこととする。
4. また、安全・安心な自動車社会の実現を図るため、両省は自動車安全特別会計自動車事故対策勘定に係る財政運営の安定性確保に向けて、一般会計からの繰戻しに継続して取り組むこととし、あわせて、平成13年の自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律に係る衆参両院の附帯決議を踏まえ、関係者の理解を得つつ、賦課金制度について令和5年度以降の可能な限り速やかな導入に向けた検討を行い、早期に結論を得ることとする。



出典：財務大臣・国土交通大臣間の合意文書（令和3年12月22日）  
 令和5年4月19日（水）衆議院 財務金融委員会 安全保障委員会 連合審査会  
 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）